

たとえば…

面積が 300 m²、評価額が 180 万円の宅地に床面積 120 m²の専用住宅が建っている場合の課税標準額と税額は次のように算出します。(一般的な例になります)

住宅用地の場合 (特例適用あり)

◎特例が適用できる土地の面積は 120 m² × 10 倍 = 1200 m²
300 m² < 1200 m² となり宅地全体が特例対象となります

① 200 m²以下の部分の課税標準額の計算

$$180 \text{ 万円} \times \frac{200 \text{ m}^2}{300 \text{ m}^2} \times \frac{1}{6} = 20 \text{ 万円}$$

+

② 200 m²を超える部分の課税標準額の計算

$$180 \text{ 万円} \times \frac{100 \text{ m}^2}{300 \text{ m}^2} \times \frac{1}{3} = 20 \text{ 万円}$$

課税標準額の合計

$$\text{① } 20 \text{ 万円} + \text{② } 20 \text{ 万円} = 40 \text{ 万円}$$

課税標準額の合計 40 万円の
税率 1.4% をかけたものが税額になります。
⇒ 税額 5,600 円

非住宅用地の場合

特例が適用されないため、評価額 180 万円がそのまま課税標準額となります。

課税標準額の 180 万円の
税率 1.4% をかけたものが税額になります。
⇒ 税額 25,200 円

以上のように住宅用地では非住宅用地に比べ、税額が低く抑えられています。

Q 住宅を取り壊した場合はどうなるの？

A 住宅を取り壊したことにより、この特例措置の適用が受けられなくなり、土地の税額が高くなる場合もあります。



200 m²を超える部分の
課税標準額は
評価額の **3分の1**

問い合わせ先 市税務課固定資産税係

☎ 1 3 1 1 ☎ 1 1 8 2

現在工事中の「新曾木大橋」が10月末に完成予定であり、市では完成にあたり実行委員会を立ち上げ、新曾木大橋の開通式を行うことにしています。
また、開通式後には通行できるようになります。

日時 11月5日(土) 式典10時〜

場所 新曾木大橋付近

供用開始時間 同日 14時

問い合わせ先 市建設課管理係 ☎ 1 3 1 1 ☎ 2 2 2 5

**新曾木大橋が
開通します**

新曾木大橋の概要
橋長：204 m 幅員：車道 7 m 歩道 3.5 m

平成24年度から 固定資産税の土地評価基準が変わります

～公平・公正な課税になるよう市内の土地評価基準を統一します～

今回の評価替えは、平成20年11月に旧大口市と旧菱刈町が合併して、初めての本格的な評価替えです（※1）。今回の評価替えでは、税負担を公平にするため、旧市町でバラバラであった土地の評価方法を統一します（※2）。

固定資産をお持ちの皆さんにかかわりのある変更となります。そこで、固定資産税とはなにか、今回の評価替えでどういう点が統一されるのかを、シリーズで掲載します。



※1）前回（平成21年度）の評価替えは、合併直後であり、土地の評価方法を統一できなかったため、旧市町のそれぞれの評価方法に基づいて行われました。

※2）市町村合併後の評価替えについては、「速やかに評価の統一を図ること」とされています。

～シリーズ 6～

人が住む家屋が建っている土地には税の特例があります

家屋が建っている土地や家屋の維持、効用をはたすために必要な土地を「宅地」といいます。

宅地には人が住むのに必要な設備の敷地（以下「住宅用地」といいます。）と事業用の店舗や倉庫等の敷地（以下「非住宅用地」といいます。）があります。とくに、住宅用地に対しては税額を低く抑えるために、次のような特例制度が設けられています。

住宅1戸につき200㎡まで
課税標準額は
評価額の **6分の1**

住宅用地の特例が適用されるための要件 (専用住宅の場合)		課税標準額 (この額に税率1.4%をかけたものが税額になります)
200㎡以下の住宅用地		評価額の6分の1
200㎡を超える住宅用地	住宅1戸につき200㎡までの部分	評価額の6分の1
	住宅1戸につき200㎡を超える部分	評価額の3分の1

※上の表に該当しない宅地（非住宅用地）については特例はありません。

※敷地面積が家屋部分の総床面積の10倍を超えるときは、10倍の面積までの住宅用地に特例が適用されます。

※併用住宅や地上5階建て以上の耐火建造物である併用住宅などの場合は、居住部分の割合の計算の方法が異なります。詳しくは税務課固定資産税係までご連絡ください。



早速、登録
してみよう



▽菱刈地区（予約電話 ☎ 239555）
地区内9路線 ↓ 菱刈中心部へ
市民誰でも利用できますが、買い物や通院によく利用される人には、予約が簡単にできる事前登録制度を設けており、予約電話で登録できます。

なお、その他の地区については、現在、市内公共交通活性化協議会で協議中です。

問い合わせ先
地域振興課振興開発係
☎ 2313111 ☎ 1257

▽針持地区（予約電話 ☎ 23954）
西山線・田原線・高塚線 ↓
針持中心部へ

▽曾木地区（予約電話 ☎ 23953）
川西線 ↓ 曾木中心部へ

10月1日から、予約をした人を決まった時間にタクシーで運ぶ、「のりあいタクシー」が始まりました。

「のりあいタクシー」
の運行が始まりました
(曾木・針持、菱刈地区)



伊佐市子ども交流支援センター笑（すまいる）

まるっと相談室

まるっと…？

まるっと＝全部・まるごと・すっかり
などの意味



子どもでも、親でも、家族でも、先生でもどんな人でも悩みはあります。小さな悩み、大きな悩み、どんな悩みでもみんな“まるっと”で考えます。

相談に来られた人の気持ちが『“ま～るく” なりますように』と、願いを込めて開設した「まるっと相談室」です。

相談内容

子どもさんについての相談を中心に
お受けしています。遠慮なくおたずね
ください。

教えてほしい

- 子育て、これでいいの？
- 発達、これでいいの？
- 子育て情報がほしい！
- 子どものことで困っている。どうしよう？

聞いてほしい

- 私だって頑張ってる！
- 誰にも相談できない…
- 今の不安やイライラを吐き出した
い…

一緒に考えたい

- 友だちと仲良くできない…
- 今後自分はどう進んだらいい？
- 子どもと向き合う気力が出ない…
- 子どもたちにどう関わったらい
い？
- 生徒はどうしてほしいのだろう？

相談員

心理士や作業療法士がみなさんの
相談をお受けします。

悩みは前向きな心のサインです。
悩む時ほど一生懸命考えている証
拠です。

ただ一方、悩みはストレスでもあ
ります。心から「これで良かった」
と安心できるまで、そのストレスと
向き合うことも必要になります。特
に子育て・子育てに関する悩みは解
決まで長い時間がかかるもの。だか
ら、苦しい時こそ、この相談室で一
緒に立ち止まり、進んでいく場とし
て活用いただきたいと思っています。

相談方法

問い合わせ先までお電話ください。
面接相談は予約制です。

（月～金：9時～16時）

電話でも相談できます。

（月・水・金：9時～16時）

相談は無料です。



まずは、
電話してみ
ましょう。



問い合わせ先

〒895-2513

伊佐市大口上町46-1

まるっと相談室

☎0070



伊佐市立中学校再編成について

伊佐市教育委員会は、伊佐市の生徒たちがよりよい教育を受けられる環境の維持向上を図るため、伊佐市立中学校の再編成を進めています。

次のとおり、「伊佐市立中学校再編成実施計画」についての市民説明会を開催しますので、たくさんの参加をお願いします。

※小学校区ごとになっていますが、ご都合の良い会場に出席されてもかまいません。



middle school

中学校再編成市民説明会日程

月 日	時 間	校 区	場 所
10月17日(月)	19:00～	菱刈小校区	菱刈環境改善センター 和室
	19:00～	田中小校区	田中校区集会施設(ふるさと館) 和室
	19:00～	本城小校区 南永小校区	本城校区集会施設 和室
	19:00～	湯之尾小校区	湯之尾校区集会施設 和室
10月18日(火)	19:00～	山野小校区 山野西小校区	山野小体育館
10月19日(水)	19:00～	平出水小校区	平出水小体育館
10月20日(木)	19:00～	牛尾小校区	牛尾小体育館
10月21日(金)	19:00～	大口東小校区	大口東小体育館
10月22日(土)	19:00～	大口小校区	大口ふれあいセンター 3階多目的ホール
10月25日(火)	19:00～	羽月小校区 羽月北小校区	羽月小体育館
10月26日(水)	19:00～	羽月西小校区	羽月西小体育館
10月27日(木)	19:00～	曾木小校区	曾木小体育館
10月28日(金)	19:00～	針持小校区	針持小体育館

問い合わせ先 市教育委員会総務課総務係

☎ 1 3 1 1 ☎ 2 2 6 2

狂犬病予防注射がお済みでない

飼い主の人へ(脱ろう)

生後91日以上の子犬で、まだ登録をされていない犬または平成23年4月から今までに狂犬病予防注射を受けていない犬を飼っている人は、次のとおり予防注射および登録受付を実施しますので、もよりの場所で受けてください。(犬の登録については生涯1回、予防注射は毎年1回必要です。)

また、犬の死亡、行方不明等の場合は市環境政策課に連絡をしてください。

注射料 3,000円 新規登録料 3,000円

狂犬病予防注射日程表

月 日	場 所	時 間
10月5日(水)	西太良地区コミュニティセンター	9:00～9:50
	羽月西青少年センター	10:10～10:40
	羽月地区公民館	11:00～11:50
	山野基幹集落センター	13:10～14:00
	伊佐市文化会館北側駐車場	14:30～16:00
10月6日(木)	本城校区集会施設	9:00～9:30
	湯之尾校区集会施設	9:45～10:15
	市役所(菱刈庁舎)玄関前	10:30～11:00
	田中校区集会施設	11:15～11:45



※おつりのないようお願いします。

※集合注射には、飼い犬をしっかりと捕まえることができる人がお連れください。

問い合わせ先 市環境政策課環境保全係

☎ 1 0 6 0

補助犬について



補助犬とは？

身体に障がいのある人が社会参加を図るための手伝いをする犬のことで、「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」のことをいいます。

補助犬は、「身体障害者補助犬法」に基づき特別な訓練を受けていますので、しつけを含めた社会のマナーを身につけています。

また、必要な予防接種を受けるとともにシャンプーやブラッシングなどの手入れも行き届いていますので衛生的です。

なお、補助犬は、障がいのある人のパートナーであり、ペットではありません。

補助犬の種類と役割

○盲導犬

目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教えます。胴体にハーネス(胴輪)をつけているのが特徴です。

○介助犬

手足が不自由な人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押ししたりします。

○聴導犬

耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせます。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなどを教えます。

補助犬の受入れ

公共施設をはじめ、いろいろな場所で補助犬を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務付けられていますので、ホテルや旅館、飲食店、病院、スーパーマーケット、バスなどの交通機関についても、「犬」だからという理由で受け入れを拒否することはできません。他のお客さまなどには、「身体障害者補助犬法」に基づき、障がい者の自立と社会参加のための受け入れであること」を伝えて、理解を求めてください。

なお、犬アレルギー等をお持ちの人から、席を離して欲しいなどの申し出があった場合は、その旨を使用者に説明した上で、使用者を離れた席に誘導するなどしてください。

補助犬との接し方

○補助犬は、常に使用者を助ける仕事をしていますので、補助犬に声をかけたり、さわったりしてはいけません(使用者に声をかけることは問題ありません)。

○補助犬に、食べ物や水を勝手に与えてはいけません。使用者は、食事や水の量、与える時間などをもとに、犬の排泄や健康の管理を行っています。

○補助犬は、周りの人に迷惑をかけることがないように特別な訓練を受けていますが、通路をふさいでいたり、汚れている場合、また、ケガや体調を壊しているような場合は、遠慮なく使用者に伝えてください。

○補助犬は、使用者が指示した場所でのみ排泄しないように訓練を受けています。使用者から排泄場所を尋ねられたら、どのような場所を案内すれば良いか使用者に確認してください。

補助犬に関する情報

○厚生労働省ホームページ

ぼくたち補助犬についてご理解とご協力をお願いします。



九州統一マイバッグ キャンペーンを実施 します

レジ袋は
ありません



期間

10月1日(土)～31日(月)

県では、昨年に引き続き、九州7県(沖縄県を除く)共同で「九州統一マイバッグキャンペーン」を実施します。

買い物の際に、レジ袋の使用をひかえ、マイバッグを利用する行動が、ごみの減量化や二酸化炭素の削減につながります。

この機会に、身近な買い物を通して地球の環境について考えてみましょう。

※レジ袋(LLサイズ) 1枚あたり、約60グラムの二酸化炭素の排出量を削減できると言われています。

問い合わせ先

県庁廃棄物・リサイクル対策課

☎099・286・2594